

# 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員の解雇、降任、降格及び降号に関する規則

平成23年9月29日

規則第3号

最終改正 令和4年9月27日

## (目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員就業規則（平成16年規則第38号）第11条第2項及び第24条第2項の規定に基づき、職員の解雇、降任、降格及び降号に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 解雇 職員の意に反して、当該職員の雇用を解除することをいう。
- 二 降任 職員の意に反して、当該職員が現に就いている職より下位の職制上の段階に属する職に就けることをいう。
- 三 降格 職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の本給表の下位の職務の級に変更することをいう。
- 四 降号 職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。

## (解雇及び降任の事由)

第3条 機構長は、職員が次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合は、当該職員を解雇又は降任することができる。

- 一 職員の能力評価又は業績評価（次条並びに第5条において「定期評価」という。）の全体評語が「不十分」の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき、勤務実績が良くないと認められる場合において、指導等の措置を行ったにもかかわらず、勤務実績が不良なことが明らかとなるとき
- 二 職員の適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、その職に必要な適格性を欠くと認められる場合
- 三 機構長が指定する医師1名以上によって、長期の療養若しくは休養を要する疾患又は療養若しくは休養によっても治癒し難い心身の故障があると診断され、その疾患若しくは故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなる場合

## (降格の事由)

第4条 機構長は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。

- 一 職員の定期評価の全体評語が「不十分」の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき、勤務実績が良くないと認められる場合において、指導等の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき
- 二 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合におい

て、指導等の措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。

三 機構長が指定する医師1名以上によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

(降号の事由)

第5条 機構長は、職員の定期評価の全体評語が「不十分」の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導等の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(通知書の交付)

第6条 機構長は、職員を解雇し、降任し、降格し又は降号する場合には、職員に人事異動通知書（以下「通知書」という。）を交付して行わなければならない。ただし、通知書の交付によることができない緊急の場合においては、通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって通知書の交付に代えることができる。

(受診命令に従う義務)

第7条 職員は、第3条第3号又は第4条第3号に規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

(雑則)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、機構長が定める。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月27日）

(施行期日)

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年9月30日までのいずれかの評価期間（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構事務系職員人事評価実施規則（平成23年規則第2号）第6条に規定する評価期間をいう。）に係る能力評価又は業績評価の全体評語による場合におけるこの規則による改正後の規則第3条から第5条までの規定の適用については、なお従前の例による。